

常総市シティプロモーションロゴマーク

使用マニュアル



なんか、いいかも。

JOSO CITY

JOSO CITY

1 はじめに

常総市は茨城県南西部に位置し、都心から50km圏内という首都近郊にありながら、水と緑に囲まれ、希少な動植物が生息する美しいまちです。江戸時代初期から大正時代半ばにかけて、鬼怒川の水運により江戸との貿易で商業のまちとして栄え、鬼怒川沿岸の土壌を活かした農業が盛んです。そして、市内には徳川家康の孫娘「千姫」の墓所があり、「千姫」ゆかりの地としても知られております。

令和5年度は首都圏中央連絡自動車道常総 IC 周辺地域「アグリサイエンスバレー常総」に進出される企業の操業開始や「道の駅常総」の開業など、多くの方が訪れることが見込まれており、本市を取り巻く環境が大きく変わります。そこで本市の魅力を市内外に広く発信するためのシティプロモーションを統一的なイメージで幅広く展開していくための「常総市シティプロモーションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）」を作成しました。

このロゴマークを全庁的に活用するとともに、市民の皆様をはじめ多くの方に活用いただくことで、市民や企業、団体など本市に関わる全ての方々と協働でプロモーションを展開していきます。

2 キャッチコピーとボディコピーとロゴマーク

常総市で暮らす人や常総市を訪れた人、一人ひとりが感じる常総市の魅力があると思います。それは人であったり、モノであったり、歴史や文化であったり。目に見えるものや、ずっと暮らしていると見えなくなっているものもあるでしょう。そして、時代と共に姿を変えるものや新たな時代に生み出されるもの。その一つ一つが常総市が誇る魅力です。常総市にはそんな魅力が溢れています。その魅力をみんなで探し、創造し、発信し、共有・共感・共鳴し、みんなが誇れる常総市を育てていく。そして、選ばれる常総市へ。

この思いをキャッチコピーとボディコピーに込め、ロゴマークで表現しました。

(1) キャッチコピー

なんか、いいかも。～Find Your Joso～

(2) ボディコピー

それは日常の中に溶け込んだ「何か」。
それは誰もがふと感じるもの。
それはとても心地よく、好きだ。
それはきっとあなたにとって特別なもの。
自然豊かな環境。
古き良き時代が息づく街並み。
文化の香りが漂うたたずまい。
皆に愛される特産品。
常総市にはそんな「何か」が溢れている。
そして今日も感じる「何か」...
あっ！「なんか、いいかも。」～Find Your Joso～

(3) ロゴマーク



■コンセプト

常総市には誰もが感じる「なんか、いいかも。」が溢れています。
キャッチコピー「なんか、いいかも。～Find Your Joso～」から、
常総市の魅力（なんか、いいかも。）を見つけて笑顔になっている“あなた”
の表情を「Find Your Joso」で表現しています。

3 権利の帰属について

ロゴマークの一切の権利は常総市に帰属します。

4 ロゴマークの使用例

常総市の魅力を幅広くPRするために、様々なシーンでご活用ください。

(1) ロゴマーク使用例

○ホームページ○チラシ○ポスター○看板○のぼり○名刺○包装紙○SNS
○学校紹介冊子○会社案内○ロゴマークを使用したポロシャツ、粗品など

5 ロゴマークの使用スタイルについて

ロゴマークの各種デザインは、正しく表示することによってPR効果が高まります。下記の事項を厳守のうえ、ご使用ください。

(1) ロゴマーク画像のファイル形式

PNG形式

(2) ロゴマーク使用スタイル

- ・デザインの改変等はできません。拡大・縮小は可能ですが、縦横比は変更しないでください。
- ・左右反転して使用することはできません。
- ・指定色その他、自由に色を変更して使用できます。
- ・ロゴマークを部分的に切り取って使用することはできません。
- ・原則として、ロゴマークの付近に「常総市PR応援ロゴマーク」と表記してください。

6 使用の手続きについて

常総市のロゴマークは、多くの方に使用していただくことを想定しております。このマニュアルの手続き方法、遵守事項等をお守りいただければ、どなたでも使用できます。次の手続き方法に従い、市に使用申請書を提出の上ご使用ください。

(1) 手続き方法

- ①使用に当たっては、「常総市シティプロモーションロゴマーク使用申請書」をご提出ください。
- ②届出書を受理した後、利用できる場合は「常総市シティプロモーションロ

ゴマーク使用承諾書」を送ります。また、電子メールにてロゴマークのデータをお送りします。

- ③ロゴマークを基に作成した物品や実際の使用状況等を確認するため、現物や写真など、利用状況がわかるものをご提出ください。

なお、以下のいずれかに該当する場合は申請は必要ありません。ただし、商用を目的として使用する場合は申請が必要となります。

- ・常総市が業務で使用する時。
- ・常総市内の教育機関等が教育の目的で使用する時。
- ・報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- ・その他市長が使用を適当と認めた時。

(2) 遵守事項

- ・承諾された用途のみに使用すること。
- ・承諾によって生じる権利を第三者等に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ・作製した作製物を商標登録及びロゴマークデザインについての意匠登録等、ロゴマークに関し自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- ・ロゴマークの使用に関し一切の責任を負い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責務において必要な措置を講じること。
- ・本マニュアル及び関係法令を遵守すること。
- ・市長が必要に応じて行う照会に応じること。

7 使用条件について

(1) 使用料

ロゴマークの使用料は無料です。

(2) 使用制限

以下のいずれかに該当する場合は、ご使用いただけません。

- ・常総市の品位、信用又はイメージを傷つける時。
- ・本マニュアルに反する時。
- ・法令及び公序良俗に反する時。
- ・思想又は宗教の活動に使用する時。
- ・商標又は意匠として独占的に使用する時。
- ・暴力団又はその利益となる活動を行っている者の利益になる時。
- ・ロゴマークを使用することにより、市又は市に関連する団体等と誤解を招くおそれがあると認められる時。

- ・その他、市長が不相当と認めるとき。

(3) 留意事項

- ・ロゴマークは、特定の個人や団体の支援、後援を行うものではありません。
- ・ロゴマークの利用によって生じる事故、苦情等について、常総市は一切関与しません。
- ・申請内容に虚偽があったとき、又は遵守事項に違反したときは使用の承諾を取り消します。
- ・使用の承諾を取り消された場合は、ロゴマークを使用したものの使用を中止し、又は必要な措置を講じること。

(4) その他

本マニュアルに記載の内容のほか、ロゴマークの使用についての取扱いに係る必要な事項は市長が別に定めます。

8 問い合わせ

ロゴマークの使用については下記までお問い合わせください。

常総市市長公室秘書課

TEL 0297-23-2111

FAX 0297-23-2162

E-mail citypm@city.joso.lg.jp

9 ロゴマークのバリエーション

ロゴマークのデザインは全 20 種類（PNG形式）です。

①常総カラー

区分	ロゴマーク
タイプA	
タイプB	
タイプC	
タイプD	
タイプE	

②常総ブルー

区分	ロゴマーク
タイプA	
タイプB	 <p data-bbox="813 795 1324 940"> なんか、いいかも。 JOSO CITY </p>
タイプC	 <p data-bbox="813 1120 1324 1265"> なんか、いいかも。 常総市 </p>
タイプD	 <p data-bbox="758 1534 1093 1624"> なんか、いいかも。 JOSO CITY </p>
タイプE	 <p data-bbox="766 1814 1093 1904"> なんか、いいかも。 常総市 </p>

③黒

区分	ロゴマーク
タイプA	
タイプB	 <p data-bbox="813 806 1324 952"> なんか、いいかも。 JOSO CITY </p>
タイプC	 <p data-bbox="813 1120 1324 1265"> なんか、いいかも。 常総市 </p>
タイプD	 <p data-bbox="758 1523 1093 1624"> なんか、いいかも。 JOSO CITY </p>
タイプE	 <p data-bbox="758 1814 1093 1915"> なんか、いいかも。 常総市 </p>

④白

区分	ロゴマーク
タイプA	
タイプB	 <p data-bbox="813 817 1324 952">なんか、いいかも。 JOSO CITY</p>
タイプC	 <p data-bbox="813 1131 1324 1265">なんか、いいかも。 常総市</p>
タイプD	 <p data-bbox="758 1534 1093 1624">なんか、いいかも。 JOSO CITY</p>
タイプE	 <p data-bbox="766 1814 1093 1904">なんか、いいかも。 常総市</p>



なんか、いいかも。
常総市